FUNDNOTE

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2026年9月19日

# fundnote IPOクロスオーバーファンド

## （愛称：匠のファンド あけぼの）

追加型投信／国内／株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

■本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社ホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

**委託会社**（ファンドの運用の指図を行う者）／**販売会社**

**fundnote株式会社**

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3413号

〈照会先〉
電話番号　03-6809-4253
受付時間:営業日の10:00～15:00
ホームページ https : //fundnote.co.jp

**受託会社**（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

## 投資家の皆さまへ

「fundnoteIPOクロスオーバーファンド（愛称：匠のファンド あけぼの）」は、日本の新規上場企業、および新規上場を控えたスタートアップ企業から、継続して成長が期待できる銘柄を厳選し投資するファンドです。日本のIPO（新規公開）マーケットには正しいファンダメンタルズ分析を基に売買を行う投資家が不足しており、株価が正当に評価されていない優良銘柄が見られます。

未上場投資の世界において、所謂「死の谷」問題といわれる課題があります。上場直前や上場後も投資・支援を続けられるベンチャーキャピタルが不足しているため、新規上場後に大きく成長するスタートアップが少ないのが現状です。「クロスオーバー投資」とは上場・未上場の垣根を超えて投資することで、企業の中長期的な成長を促す投資戦略です。

クロスオーバー投資の拡大は、新規上場企業の株価のファンダメンタルズへの収れんを促進し、当ファンドのリターンの源泉になるだけでなく、資本市場の進化を通して発行体や起業家、ひいては日本社会全体にポジティブなインパクトを与えられるものと考えます。

fundnote株式会社
運用担当者 川合直也

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
| 追加型 | 国内 | 株式 | その他資産（投資信託証券（株式　中小型株）） | 年1回 | 日本 | ファミリーファンド |

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

- この目論見書により行うfundnoteIPOクロスオーバーファンド（愛称：匠のファンド あけぼの）の募集については、発行者であるfundnote株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月18日に関東財務局長に提出しており、2026年9月19日にその効力が生じております。
- 投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

**<委託会社の情報>**

| | |
|---|---|
| 委託会社名 | fundnote株式会社 |
| 設立年月日 | 2021年8月26日 |
| 資本金 | 1億円（2026年7月末現在） |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 407億69百万円（2026年6月30日現在） |

# 1.ファンドの目的・特色

**当ファンドの運用戦略である「IPOクロスオーバー戦略」とは、IPO（新規公開）という垣根を越えて投資を行う戦略で、IPO後の中小型株式のみならず、IPOを控えた未上場株式にも投資機会を拡張し、収益を追求する戦略です。**

## 「ファンドの目的」

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

## 「ファンドの特色」

1 マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式のうち上場後5年以内の中小型株式および未上場株式等（未上場株式または未登録株式のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）または会社法（平成17年法律第86号）もしくはこれらに準じて開示が行われているもので一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たすもの）のうち2年以内に上場を予定する銘柄を中心に投資し、値上がり益の獲得を目指します。

2 徹底的なリサーチとリスク管理、投資先企業への支援を通して、受益者へのリターンの提供を目指します。

3 IPO（新規公開）後5年以内の中小型株式に対するボトムアップ・リサーチを通じて、現在の株価と本来のフェアバリューが乖離した銘柄を絞り込み、集中的に投資を行います。保有する上場株式は最大50銘柄程度を目安とします。

4 未上場株式等への投資にあたっては、主に投資後2年以内にIPOを目指す上場準備企業を発掘し、投資します。上場前から投資先のIR等の支援を行うことで、上場後には株価が早期にフェアバリューへと収れんするよう取り組みます。未上場株式等への投資比率（一般社団法人資産運用業協会規則により有価証券等への投資を通じて間接的に未上場株式等を保有しているとみなされるものを含みます。以下同じ。）は信託財産の純資産総額の5～10%程度を目安とします。

5 株式の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本としますが、投資環境によっては、価格変動リスクを回避するため、現金比率の増加や先物の売建てにより、実質的な株式の組入比率を調整することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# 1.ファンドの目的・特色

## 運用プロセス

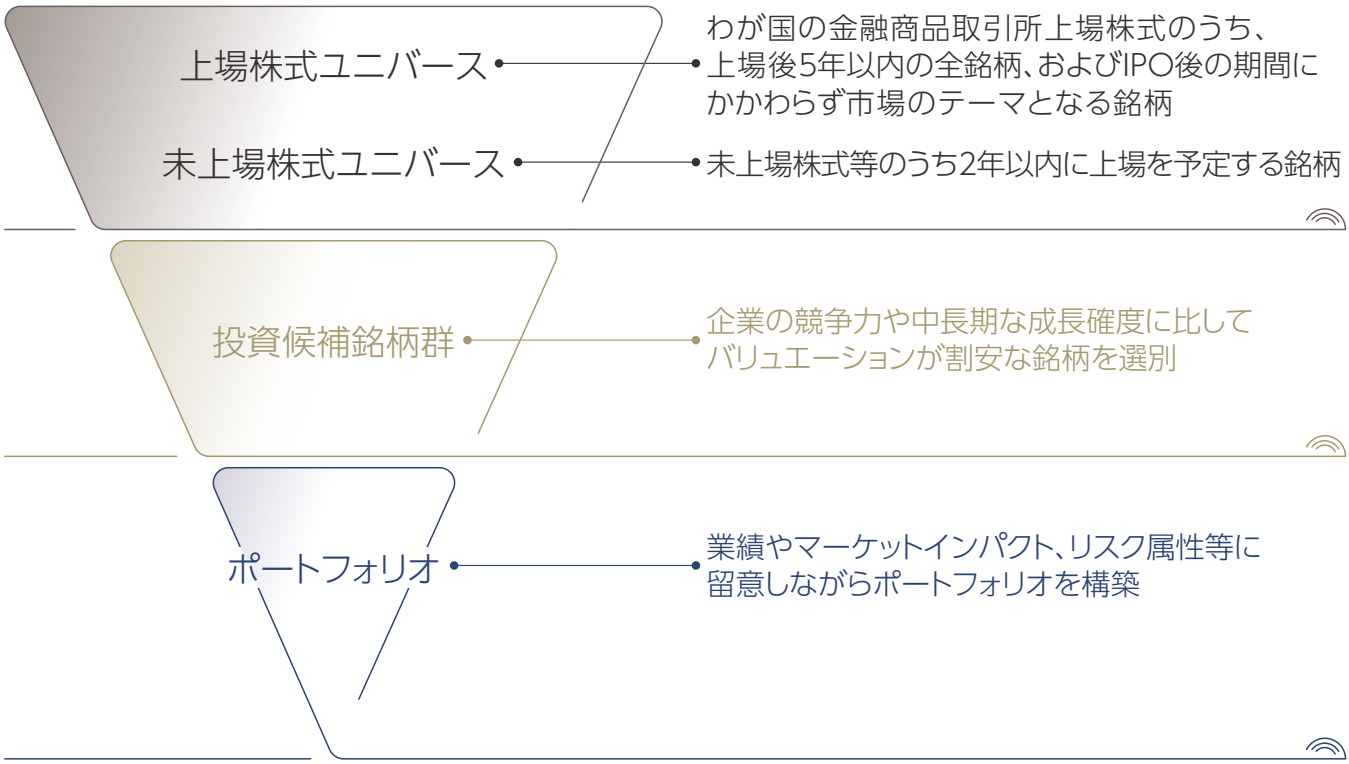


## ファンドの仕組

ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

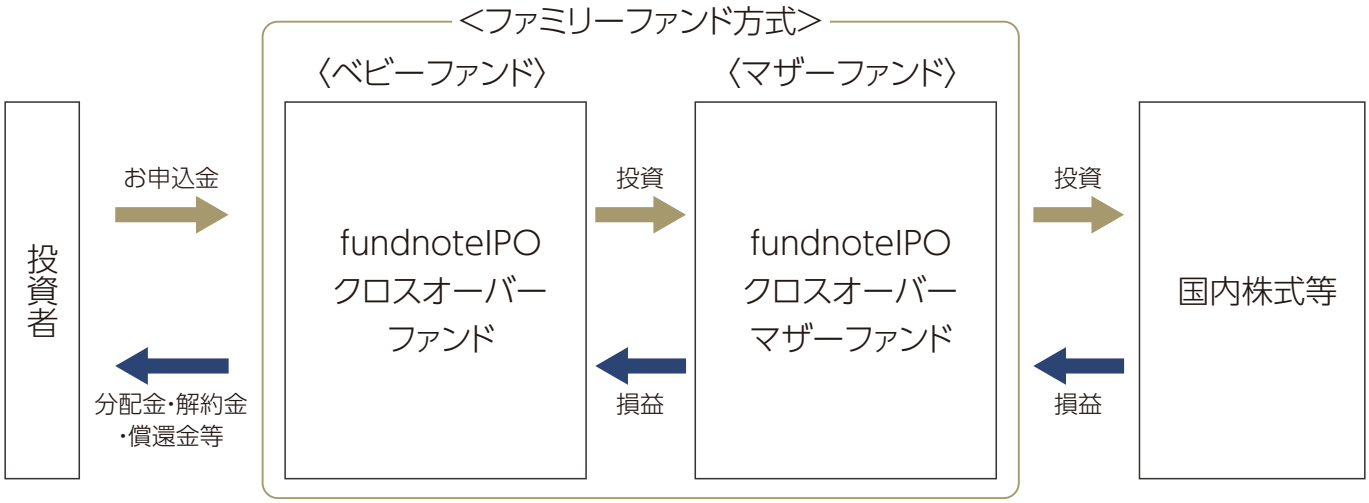


資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# 1.ファンドの目的・特色

## 主な投資制限

| | |
|---|---|
| 株式への投資割合 | 株式への実質投資割合には制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 |
| デリバティブの利用 | デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 |

## 収益分配方針

・毎年12月20日の決算日(休業日の場合は翌営業日)に、原則として、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定し、収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
・分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
・収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# 1.ファンドの目的・特色

## 「実績報酬」

実績報酬の算定には、ハードルレート（必要収益率）を加味したハイ・ウォーター・マークを採用します。

ハイ・ウォーター・マークとは、最高水位線のことで、ハイ・ウォーター・マーク方式による実績報酬制は、一定時点毎の基準価額が過去の一定時点における最高値を更新している場合、その更新している額に対応して一定の計算式で実績報酬を受領する仕組みです。

毎営業日（毎計算期間の最初の6ヵ月終了日が休業日の場合は、当該休業日を含みます。）、当日の10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前の基準価額）がハードルレートを加味したハイ・ウォーター・マークを上回っている場合、当該基準価額から当該ハードルレートを加味したハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に22%（税抜き20%）の率を乗じて得た額に、計算日における残存受益権口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）が計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、当該計上額（計上日の基準価額を基に解約価額を算出する一部解約がある場合は、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を控除した額とします。）は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末を除き、計上した翌営業日（毎計算期間の最初の6ヵ月終了日の前営業日に計上した実績報酬額については、当該計算期間の最初の6ヵ月終了日）に反対計上します。

実績報酬の実際の支払いについては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき、10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前）がハードルレートを加味したハイ・ウォーター・マークを上回っている場合に限り、信託財産から委託会社に支払われることとなります。ただし、期中に換金（解約）が行われた場合には、当該換金（解約）口数に相当する分の実績報酬額は上記にかかわらず支払われます。

実績報酬 ＝ （当日の基準価額 － ハードルレートを加味したハイ・ウォーター・マーク） × 22%（税抜20%）

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# 1.ファンドの目的・特色

## ハイ・ウォーター・マークについて

ハイ・ウォーター・マークについては次のとおりとします。

i) 設定日から第1計算期間の最初の6ヵ月終了日まで
・10,000円(10,000口あたり)

ii) 第1計算期間の最初の6ヵ月終了日の翌営業日以降のハイ・ウォーター・マーク
・毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末の10,000口あたり基準価額(収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前)がハードルレートを加味したハイ・ウォーター・マークを上回った場合
−翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該計算期間の最初の6ヵ月終了日および計算期末の10,000口あたり基準価額(収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除後)に更新されます。
・毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末の10,000口あたり基準価額(収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前)がハードルレートを加味したハイ・ウォーター・マークを上回らなかった場合
−ハイ・ウォーター・マークは更新されません。ただし、この場合においても、収益分配が発生した場合は、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されます。

## ハードルレートを加味したハイ・ウォーター・マークについて

上記のハードルレートを加味したハイ・ウォーター・マークは、ハイ・ウォーター・マーク(設定当初は10,000円(10,000口あたり))に、以下の額を加算して得た額とします。

i) 設定日からハイ・ウォーター・マークが更新されるまで
10,000円に設定日から基準価額計算日までの期間(両端入れ)に応じて、ハードルレート年6%を日割りで乗じて得た額
ただし、ハイ・ウォーター・マークについて上記に規定する収益分配金額を控除する調整が行われた場合は、当該収益分配金額を控除します。

ii) ハイ・ウォーター・マークが更新された場合
更新されたハイ・ウォーター・マークに更新日(毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末)から基準価額計算日までの期間(片端入れ)に応じて、ハードルレート年6%を日割りで乗じて得た額
ただし、ハイ・ウォーター・マークについて上記に規定する収益分配金額を控除する調整が行われた場合は、当該収益分配金額を控除します。

## 実績報酬の留意事項

・毎営業日の基準価額は、当日の実績報酬が費用計上された後の価額です。換金される際に、換金時基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。
・実績報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときファンドから支払われますが、この場合も当日の基準価額は、実績報酬の費用計上および支払いがされた後の価額であり、基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# 2.投資リスク

## ■換金に関する留意点■

未上場株式等への投資比率が、運用方針(「ファンドの特色」4に記載。以下同じ。)で定める比率に対して高まったと委託会社が判断した場合等には、ファンドの換金のお申込みの受付を中止することがあります。
また当該事由が解消しない場合等には、ファンドの換金のお申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。

## 「基準価額の変動要因」

投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクがあります。)に投資するため、基準価額は変動します。従って、金融機関の預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。組入有価証券の価格が値下がりすることにより、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。

## 「主な変動要因」

| | |
|---|---|
| 株価変動リスク | 一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。 |
| 「IPOクロスオーバー戦略」固有リスク(流動性リスクを含む。) | 当ファンドが組み入れる中小型株式は、新興であり、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。<br>また、当ファンドが組み入れる未上場株式等は、他の金融商品と比較して流動性が著しく乏しいため、どの投資家らも利益の実現や元本の回収をいつでも行えるという保証はありません。また、投資実行から上場までの間、および上場からロックアップピリオド経過までの数ヵ月間は売却を想定しておらず、長期間の保有を前提としていることから、売却を試みた場合には、当該企業の価値よりも低い価格で売却する可能性があります。未上場企業は上場企業と比較して、資本金や経営資源が少ない傾向があり、かつ将来の業績を判断するためのトラックレコードが短いことから、未上場企業への投資は上場企業への投資よりも大きなリスクを伴う可能性があります。 |
| 信用リスク | 組み入れられる株式等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。 |
| 評価リスク | 未上場株式等の評価額については、その時点で入手できる情報に基づいた公正価値の見積もりであり、影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映していない可能性があります。また、未上場株式等には流動性が著しく乏しいことや、上場後にマーケットで時価が発生した場合でもロックアップ条項で売却制限がある場合が多いこと等から、評価額よりも売却時に得られる金額が低くなる可能性があります。 |

# 2.投資リスク

## 「その他の留意点」

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による契約の解除」（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・当ファンドは、大量の換金が発生し短期間で換金資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金のお申込みの受付が取消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
・資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
・未上場株式等は流動性が著しく乏しいため、ファンドにおける組入比率を調整できない場合があります。そのため未上場株式等の組入比率は運用方針として定める比率から乖離する場合があります。また、未上場株式等への投資については、企業側に資金調達や株式移動のニーズがある場合に可能であるため、未上場株式等への投資には一定の時間を要すると考えられます。そのため、当ファンドにおいて未上場株式等への投資が開始されるのは、設定当初から一定の時間が経過した後となり、設定当初から一定の期間においては、未上場株式等の組入比率は、運用方針として定める比率を下回る可能性があります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンド受益証券を投資対象とする他の投資信託に資金変動等があり、その結果としてマザーファンドの組入有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。収益分配の支払いは、信託財産から行われます。従って純資産総額の減少、基準価額の下落要因になります。
・投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
・なお、当ファンドは、未上場株式等を組み入れるにあたり、一般社団法人資産運用業協会の「投資信託等の運用に関する規則」第11条第3項に定める流動性の確保が担保できる措置および投資者間の平等性に配慮するための措置を以下のとおり講じています。

《流動性の確保が担保できる措置》

○未上場株式等への投資比率が一定比率（信託財産の純資産総額の9%程度を目途）を超えた場合、未上場株式等の買付けを行わないことおよび未上場株式等への投資比率が運用方針で定める比率に対して高まったと委託会社が判断した場合にはファンドの換金のお申込みの受付を中止する場合があるとすることで、未上場株式等への投資比率が、原則として一定比率（信託財産の純資産総額の15%）を超えないように運用します。

○未上場株式等は、換金の難易度が比較的に低い2年以内に上場を予定している銘柄を中心に投資することで、未上場株式等の流動性の確保を図ります。

《投資者間の平等性に配慮するための措置》

○ファンドの換金に伴う未上場株式等の換金の際に、未上場株式等の換金額が評価額から大きく下方に乖離し、残った受益者が不利になることを防ぐことを図るため、未上場株式等については、投資家需要が高く、また投資家間で当ファンドにおける時価評価として採用する公正価値に近い評価額を算出する可能性が高いと考えられる2年以内に上場を予定している銘柄を中心に投資を行います。

○途中換金する投資家と投資信託を保有し続ける受益者との公平性を保つため、換金時に、信託財産留保額として、基準価額に1.0%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

# 2.投資リスク

## 「リスク管理体制」

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドごとに定められた投資制限等を遵守して運用を行うとともに、ファンドごとにリスク・パフォーマンスの分析・評価を行います。また、投資制限等の遵守状況については、運用部門から独立したコンプライアンス担当部門がモニタリングを行います。これらの運用部門による分析・評価結果、コンプライアンス担当部門によるモニタリング結果は、社内で定期的に開催される会議に報告されます。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

# 2.投資リスク

## 参考情報

### ■当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

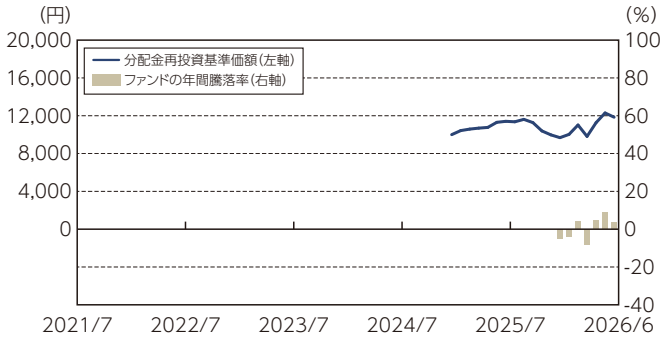


※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。設定日前日を10,000として指数化し、月末の値を表示しています。
※年間騰落率は、2025年12月から2026年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

### ■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

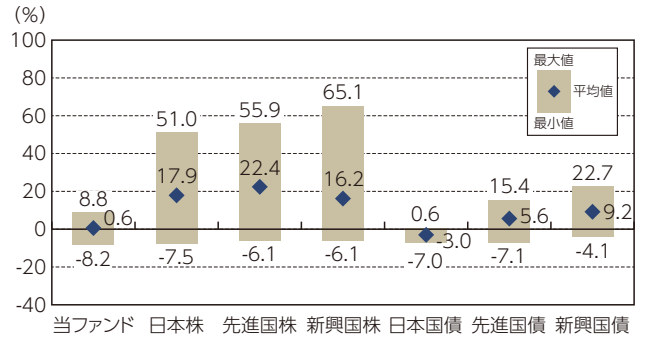


※上記グラフは、2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率であり、算出可能な期間についてのみ表示しています。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

**<代表的な各資産クラスの指数>**

**日本株**……Morningstar日本株式指数
**先進国株**…Morningstar先進国株式指数(除く日本)
**新興国株**…Morningstar新興国株式指数
**日本国債**…Morningstar日本国債指数
**先進国債**…Morningstarグローバル国債指数(除く日本)
**新興国債**…Morningstar新興国ソブリン債指数
※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。
※Morningstar日本株式指数：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
※Morningstar先進国株式(除く日本)指数：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
※Morningstar新興国株式指数：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
※Morningstar日本国債指数：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
※Morningstarグローバル国債(除く日本)指数：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
※Morningstar新興国ソブリン債指数：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

**<重要事項>**

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

# 3.運用実績

(2026年6月30日現在)

## 基準価額・純資産の推移

**期間：2024/12/13(設定日)～2026/6/30**

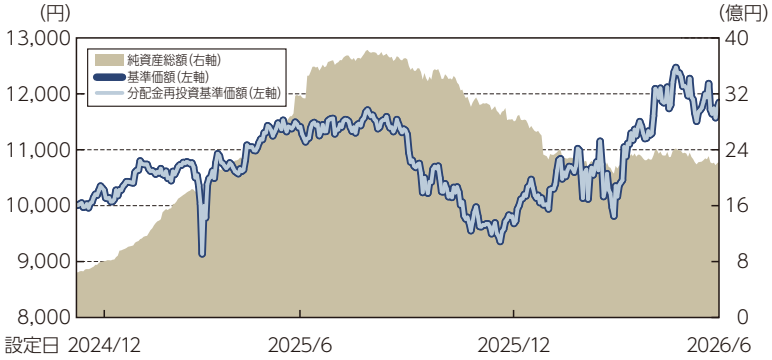


※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬(実績報酬含む)控除後の値です。
※分配金再投資基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。
※当ファンドの設定日前日を10,000として指数化しています。

| | |
|---|---|
| 基準価額※ | 11,846円 |
| 純資産総額 | 22.23億円 |

※基準価額は信託報酬(実績報酬含む)控除後の値です。

## 分配の推移

| | |
|---|---|
| 2025年12月 | 0円 |
| ― | ― |
| ― | ― |
| ― | ― |
| ― | ― |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配金は1万口あたり、税引前です。

## 主要な資産の状況

**マザーファンドの銘柄別組入比率(上位10銘柄)**

| 順位 | 銘柄 | 業種 | 比率 |
|---|---|---|---|
| 1 | Synspective | 情報・通信業 | 6.3% |
| 2 | AlbaLink | 不動産業 | 6.3% |
| 3 | QPSホールディングス | 情報・通信業 | 5.1% |
| 4 | JPYC※ | その他金融業 | 4.7% |
| 5 | プリモグローバルホールディングス | 小売業 | 4.5% |
| 6 | JDSC | 情報・通信業 | 4.0% |
| 7 | クオンツ総研ホールディングス | サービス業 | 3.4% |
| 8 | GO | 情報・通信業 | 3.2% |
| 9 | マルマエ | 機械 | 3.1% |
| 10 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 3.1% |
| | | 組入銘柄数 | 44銘柄 |

※未上場株式

**マザーファンドの業種別組入比率(上位5業種)**

| 順位 | 業種 | 比率 |
|---|---|---|
| 1 | 情報・通信業 | 33.9% |
| 2 | 電気機器 | 13.1% |
| 3 | 小売業 | 11.0% |
| 4 | サービス業 | 10.2% |
| 5 | 不動産業 | 6.3% |

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

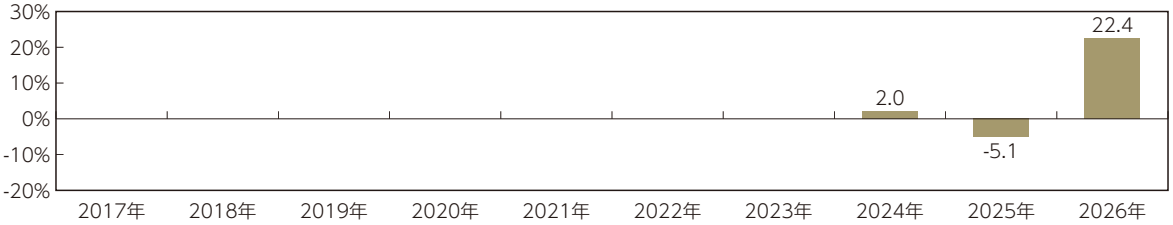


※ ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算。
※ 当ファンドには、ベンチマークはありません。
※ 2024年は設定日(2024年12月13日)から年末、2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

# 4.手続き・手数料等

## 「お申込みメモ」

| | |
|---|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位<br>購入単位は販売会社にお問い合わせください。<br>(ただし、収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位)<br>毎営業日購入の申込みを行うことができます。 |
| 購入価額 | 購入申込日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)とします。 |
| 購入代金 | 販売会社(fundnote株式会社)が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 1口もしくは1円単位<br>毎営業日換金の申込みを行うことができます。 |
| 換金制限 | 大口換金には制限を設ける場合があります。 |
| 換金価額 | 換金申込日の翌営業日の基準価額から1.0%の信託財産留保額を控除した価額とします。 |
| 換金代金の支払い | 原則として、換金申込日から起算して5営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 毎営業日の午後3時30分までに行われた申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の申込分とします。 |
| 購入の申込期間 | 2026年9月19日から2027年3月19日まで<br>※申込期間は申込期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 未上場株式等への投資比率が、運用方針で定める比率に対して高まったと委託会社が判断した場合等には、ファンドの換金のお申込みの受付を中止することがあります。また当該事由が解消しない場合等には、ファンドの換金のお申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。<br>金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入、換金の各お申込みの受付を取り消すことがあります。 |
| 信託期間 | 無期限(2024年12月13日設定) |
| 繰上償還 | 委託会社は、受益権の口数が10億口を下回ったときには、受託者と合意の上、信託期間を繰上げて償還させる場合があります。また、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が生じた場合には、受託者と合意の上、信託期間を繰上げて償還させることができます。 |
| 未上場株式等の評価 | 毎営業日公正価値測定を用いて時価で評価します。評価会議において、公正価値測定を行うための評価プロセスを定め、毎営業日の公正価値測定は当該プロセスに則り行われます。 |

# 4.手続き・手数料等

| | |
|---|---|
| 決算日 | 原則、毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。 |
| 収益分配 | 年1回の決算時に、原則として、収益分配方針に基づいて、収益分配を行います。ただし、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあります。<br>(再投資可能) |
| 信託金の限度額 | 500億円 |
| 公告 | 原則、ホームページhttps://fundnote.co.jpに電子公告を掲載します。 |
| 運用報告書 | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>原則として配当控除の適用が可能です。なお、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。<br>ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。<br>税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 |

# 4.手続き・手数料等

## 「ファンドの費用、税金」

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---|---|
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込日の翌営業日の基準価額に対して1.0%を乗じて得た額とします。 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

**運用管理費用（信託報酬）**

**(1)基本報酬額**

ファンドの純資産総額に基本報酬率年1.98%(税抜き年1.8%)を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産から委託会社に支払われます。
基本報酬率の配分は下記のとおりとします。

| 支払先 | 役務の内容 | 料率 |
|---|---|---|
| 委託会社 | 運用会社としての機能分<br>（ファンドの運用とそれに伴う調査等） | 年1.166%<br>（税抜き年1.06%） |
| | 販売会社としての機能分<br>（口座内でのファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、ご購入後の情報提供等） | 年0.77%<br>（税抜き年0.7%） |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行 | 年0.044%<br>（税抜き年0.04%） |

**(2)実績報酬額**

実績報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき、10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除前）がハードルレートを加味したハイ・ウォーター・マークを上回っている場合、信託財産から委託会社に支払われます。

※実績報酬の詳細は4～5ページをご参照ください。

**その他の費用・手数料**

**(1)監査費用、計理関連費用、法定書類関係費用等**

ファンドの純資産総額に対して年0.11%（税抜き年0.10%）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産から委託会社に支払われます。

※監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
計理関連費用：計理業務（基準価額算出等）およびこれに付随する業務（設定解約処理、法定帳簿管理、法規則に基づく報告、基準価額の配信等）に係る費用（業務を委託する場合の委託費用を含む。）
法定書類関係費用：目論見書、有価証券届出書、運用報告書等の作成、印刷および提出等に係る費用（業務を委託する場合の委託費用を含む。）

**(2)組入有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用等**

その都度信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限等を示すことができません。

※組入有価証券売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
信託事務の諸費用等：信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等

※ファンドの費用の合計額については、投資家の皆さまが保有される期間や運用状況等に応じて異なりますので、表示することができません。

# 4.手続き・手数料等

## 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---|---|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税※　普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税※　換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は、2026年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報)ファンドの総経費率

対象期間2024年12月13日～2025年12月22日

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|---|---|---|
| 4.95% | 4.83% | 0.12% |

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額(1口あたり)を乗じた数で除しています。
※交付運用報告書に記載している1万口あたりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
※各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
※各比率は、年率換算した値です。
※運用管理費用の比率には実績報酬を含みます。なお、実績報酬につきましては、解約時に確定した金額は考慮しておりません。
※その他の費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
※上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

# MEMO

# MEMO

# MEMO

FUNDNOTE

fundnote.co.jp